

申告に必要なもの

- ①印鑑（シャチハタ不可）
- ②源泉徴収票（原本）や収支内訳書など平成26年中の所得がわかるもの（源泉徴収票は勤務先や年金の支払先から発行されます）
- ③申告者本人の口座がわかるもの（還付の申告をされる方）
- ④銀行印（新たに振替納税をされる方）
- ⑤住民基本台帳カード（e-Taxをご利用される方）



忘れずにお持ちください。

所得控除を受けるために必要なもの

- ①国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの支払額がわかるもの（ただし、国民年金保険料などについては、その支払いをした旨を証する書類）
- ②生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- ③医療費などの領収書（支払額が10万円以上または総所得金額等の5%を超える場合、医療費控除を受けることができます）、補填金額^{※1}のわかるもの
- ④配偶者や扶養親族の所得がわかる書類
- ⑤身体障害者手帳など障害者控除を受けるための書類
- ⑥配当所得を申告する場合は、支払通知書
- ⑦その他、上記以外のものを申告する場合は必要資料をお持ちください。

※平成26年中に家屋を新築、購入又は増改築等をして住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告される方については、ほかに必要書類があります。ご不明な場合には、お問い合わせください。

※1 補填金額とは、①生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など②社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規則に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金③医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金④任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金などのことを指します。

問い合わせ先：税務課 TEL 377-5655

四日市税務署からのお知らせ

【申告会場】

じばさん三重6階（四日市市安島1-3-18）

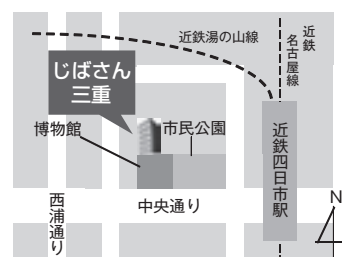
【開設期間・時間】

2月16日（月）～3月16日（月）（土・日曜日は除きます。）

9:00～17:00 ※16時までにお願いします。

※この期間は四日市税務署内には確定申告会場を設けませんのでご注意ください。

※じばさん三重へのお問い合わせは、ご遠慮ください。



☆近鉄四日市駅から徒歩5分
無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください

ご自宅で確定申告書等の作成・提出ができます！

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーをご利用ください

www.nta.go.jp

確定申告

で 検索

クリック

e-Tax



e-Taxならこんなにいいこと

- ①自宅から電子申告
- ②添付書類の提出省略
- ③還付がスピーディー

書面提出



四日市税務署
〒510-8557
四日市市西浦2丁目2番8号

復興特別所得税に関するお知らせ

所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成の際はご注意ください！

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、「復興特別所得税」の計算漏れがありません。

次ページに続く